

総務省提出資料

(第2WG会合のヒアリング事項に対する回答)

**基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答**

提出日	平成22年7月13日
府省及び部局名	総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	<p>【重要検討項目】 就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係を詳細に分析するための関連統計の整備</p> <p>【ヒアリングにより確認すべきとされた事項】 「雇用失業統計研究会（総務省）」、「厚生労働統計の整備に関する検討会（厚生労働省）」及び労働政策研究・研修機構における具体的検討結果及び今後の見通しをご教示いただきたい。</p>
回答	<p>就業と育児、介護等との関係については、就業構造基本調査において、就業希望者の非求職理由、離職理由などとして把握しており、それらを適切に組み合わせて集計することにより、詳細な分析が可能となる。このため、新たに以下の追加集計を行い、雇用失業統計研究会で検討した。</p> <p>検討状況</p> <p>就業構造基本調査を用いた以下の分析を報告の上、意見交換及びさらに追加すべき集計事項等について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の就業と出産の関係についての分析 （「第1子出生夫婦に関する就業状態等の特徴とその変化」） ・結婚、育児、家族の介護・看護のために前職を辞めた者の就業状況の分析 <p>今後の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究会での意見を踏まえ、就業構造基本調査のデータを用いて、育児のために離職した女性の割合など、育児期にある女性の就業・不就業の状況についてさらなる追加集計を行い、9月の統計学会で報告の上、統計局HPで公表する予定。 ・なお、結婚時期のような調査事項の追加の可否などについては、スクラップ&ビルドの観点も踏まえ、引き続き検討。

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

提出日	平成22年7月13日
府省及び部局名	総務省統計局統計調査部国勢統計課
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	<p>【重要検討項目】</p> <p>少子・高齢化の進展等に伴う人口移動の実態をより詳細に把握するための住民基本台帳データの利活用の推進</p> <p>【ヒアリングにより確認すべきとされた事項】</p> <p>住民基本台帳データについて、以下の事項に関する地方公共団体との現段階での協議結果及び今後の見通しをご教示いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">人口移動報告に関する集計の詳細化</p>
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結果表章の詳細化のためのデータを提供していただくことについて、地方公共団体に説明し、理解が得られたところである。なお、協議の過程において、地方公共団体からは、公表に当たって個人を特定されないよう配慮することを条件として指摘されている。 ・ これを受けて、現在、集計システムの検討を行っているところである。 集計する内容については、年齢に関しては、月次で年齢5歳階級、年次で年齢各歳を予定し、地域に関しては、年次で都道府県よりも細かな地域を予定している。 ・ 公表については、平成23年の早い時期に開始したいと考えているが、地方公共団体や基本計画で指摘されている秘匿性について、個人の移動先が特定されないことがないような表章区分などを慎重に検討の上、対応していきたい。

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

提出日	平成22年7月13日
府省及び部局名	総務省自治行政局住民制度課
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体的な事項	<p>【重要検討項目】 少子・高齢化の進展等に伴う人口移動の実態をより詳細に把握するための住民基本台帳データの利活用の推進</p> <p>【ヒアリングにより確認すべきとされた事項】 住民基本台帳データについて、以下の事項に関する地方公共団体との現段階での協議結果及び今後の見通しをご教示いただきたい。</p> <p>人口・人口動態及び世帯数に関する集計の充実（性・年齢各歳別人口、世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数、世帯主との続柄別人口、性・年齢別国籍移動数など） 作成時期の見直し（現行は3月末）</p>
回答	<p>現在、地方公共団体あてに文書で標記事項に係る意見を照会し、集計及び分析作業を行っているところ。</p> <p>今後はこの分析結果も踏まえつつ、地方公共団体のほか、本統計を利用している関係部局との協議等を行った上で検討を進め、できるだけ早期に結論を得ることができるよう努めてまいりたい。</p>

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

提出日	平成22年7月13日
府省及び部局名	総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	<p>【重要検討項目】 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働市場の実態を把握するための非正規雇用関係統計の整備</p> <p>【ヒアリングにより確認すべきとされた事項】 「雇用失業統計研究会」における以下の事項に関する具体的検討結果及び今後の見通しをご教示いただきたい。</p> <p>有期雇用契約期間の実態把握のための労働力調査等の調査事項改善内容 実労働時間の適切な把握方法、推計方法に関する労働力調査等の調査事項改善内容</p>
回答	<p>有期雇用契約期間の実態把握のための労働力調査等の調査事項改善内容</p> <p>雇用者の雇用契約等の実態、雇用契約期間に関する理解度などを把握し、労働力調査等の調査事項の検討に資することを目的として「雇用契約期間の把握に関するアンケート」を実施した。</p> <p>このアンケートの結果を基に、雇用失業研究会において検討を行った。</p> <p>アンケートの主な結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用される際、雇用契約について説明があった者の割合は85% ・雇い入れ通知書、契約書などの書面を交わした者の割合は64% ・「常雇」にもかかわらず、雇用契約期間が「1年未満」と回答した者は28% <p>今後の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このように、現段階では、詳細な雇用契約期間を世帯が正確に記入することについて懸念される状況にある。また、雇用契約期間の詳細な情報を毎月定期的に把握する必要性は低いと考えられる。

・このため、上記アンケート結果にみられるような雇用契約期間を取り巻く状況の今後の動向等も踏まえ、就業構造基本調査を活用することも含め、引き続き検討する。

（ただし、就業構造基本調査に導入する場合でも記入者負担の問題などから、就業構造基本調査で把握している他の調査事項との優先度について検討する必要がある。）

実労働時間の適切な把握方法、推計方法に関する労働力調査等の調査事項改善内容

I L O の第18回国際労働統計家会議（平成20年）の労働時間の測定に関する決議の中で、各国において就業時間をより詳細に把握することが求められたことも踏まえ、年間総実労働時間の推計方法について、雇用失業統計研究会において検討を行った。

検討状況

- ・ I L O の労働時間の測定に関する決議（平成 20 年）等を踏まえ、年間総実労働時間の把握について意見交換
- ・ 労働力調査を用いて、月末 1 週間の労働時間から年間総実労働時間を推計する方法について検討（推計方法の試案を示し、それに基づき議論）
- ・ 年間総実労働時間を把握するための調査項目について、就業者が正確に記入できるかどうかを確認することを目的とした「労働時間に関するアンケート」を、平成 22 年度に実施することとしている。
- ・ このアンケートでは、複数の把握パターンを設定しており、これにより、記入者の負担感や記入精度などを比較検討する予定。

今後の見通し

- ・ このアンケートの結果等を踏まえ、今年度の雇用失業統計研究会において、労働力調査の労働時間関連の調査項目の充実を視野に入れた検討を行う予定。